

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の申請主体の名称

山形県

2. 地域再生計画の名称

「超精密技術」関連産業集積促進計画

3. 地域の再生を進めようとする期間

計画認定の日から概ね 10 年

4. 地域再生計画の意義及び目標

本県では昭和 40 年代の早い時期から企業誘致に積極的に取り組み、平成 9 年、10 年には企業立地件数が全国トップとなるなど、半導体関連産業を始めとした電気機械製造業の分野で東日本でも有数の集積が形成された。

その結果、雇用や所得の両面において製造業が基幹的な役割を担い、IT 不況に直撃される平成 12 年度までは、県内総生産の産業別のシェアでは製造業が最も高い地位を占める状態にあった。

しかしながら、経済のグローバル化の進展に伴い生産拠点の海外展開等が進み、特に電気機械製造業の量産型の製品分野を中心に、出荷額と従業員数が減少するなど厳しい状況に転じ、平成 13 年度には製造業の県内総生産に占めるシェアが 18.6%まで減少し、総生産総額も対前年比 5.9%の減となるなど、本県の経済に大きな影響を与えている。

このような中、本県では産学官の連携により「有機エレクトロニクスバレー推進プロジェクト」及び「超精密加工テクノロジープロジェクト」の 2 つの先導的な研究開発プロジェクトに平成 15 年度から着手し、次世代に向けた新たな産業基盤の創出を目指している。

これらプロジェクトはいずれも「超精密技術」領域での産業集積を図るもので、昨年 4 月には、プロジェクトの円滑な推進を図るため、「超精密技術集積特区」として構造改革特区制度による認定を受けたところである。

本再生計画では、認定特区計画に併せて、「日本政策投資銀行の低利融資」、及び平成 16 年度中に改正される法律に沿って「産業用地への誘導業種の拡充」に係る支援措置を活用し、地域振興整備公団が整備分譲する「米沢オフィス・アルカディア」（改正前地方拠点法に基づく産業業務施設用団地、総面積 33.3ha、分譲可能面積 25.9ha、47 区画）及び「米沢八幡原中核工業団地」（改正前公団法に基づく中核工業団地、総面積 384ha、分譲可能面積 18ha、14 区画）への産業立地の促進を図っていきたい。

米沢市内に整備された当該 2 産業団地は、本県の「山形有機エレクトロニクスバレー構想」の中核となる「有機エレクトロニクス研究所」や有機 EL ディスプレイの量産化に世界で初めて成功した企業が既に立地しているのに加え、有機 EL 研究の第一人者をはじめ、優れた研究スタッフが存在する山形大学工学部とも近く、交流が容易に行える環境にある

など、高い利便性を有している。市内に「超精密技術集積特区」構想の拠点的役割を担う産業用地は他にないことから、当該2産業団地の活用が、この構想実現には必要不可欠である。

こうしたことから、これらの支援措置を活用することで、今後、「米沢オフィス・アルカディア」については、事務所、営業所といった産業業務施設以外の生産施設の誘導が可能となり、有機エレクトロニクスバレー構想でその実現を目指している研究開発型企業の誘導、集積の促進が期待される。また「米沢八幡原中核工業団地」については、工場以外の施設の誘導が可能となることから、県内有数の工業集積地という地の利や、認定特区計画に掲げた「保税蔵置場の設置促進事業」(706)を活用することにより、保税蔵置場等の国際物流施設をはじめ、物流関連企業の誘導促進が見込まれる。

これにより、2つプロジェクトの成果を利用した「超精密技術」関連産業の集積が期待されるとともに、地域経済の活性化と自立的発展を遂げていくための基盤づくりを進めていきたい。

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

- ・構造改革特区制度の活用によりその実現を目指している有機エレクトロニクスバレープロジェクトについては、プロジェクト終了年次の2009年には、製造品出荷額ベースで600～800億円程度の生産増、1,400～1,900人程度の雇用創出、さらには20社程度のベンチャーの創出(社内ベンチャーを含む)を見込んでおり、本再生計画により、有機エレクトロニクス研究所に近接した極めて利便性の高いエリアに、バレー構想が目指す産業集積の受け皿となる用地の提供が可能となる。

- ・また、特区計画に掲げた「距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業」の活用により、国際貨物の取扱量は、新たな保税蔵置場の設置等により概ね5年後には、通関ベースで約20%増の95億円程度になるもの見込んでおり、本再生計画により保税蔵置場の誘導地域として利便性の高い用地の提供が可能となる。

- ・このように、本再生計画により、産業集積を誘導する魅力ある用地の提供が可能となることで、先導的な技術に支えられた産業の集積と、国際物流の基盤の構築につながり、特区構想の実現にも資するものとする。

6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

日本政策投資銀行の低利融資(10701)

産業用地への誘導業種の拡充(211004)

7. 構造改革特区の規制の特例により実施する取組その他関連する事業

平成15年4月21日付け(第1次分)及び平成15年11月28日付け(追加分)で認定を受けた以下の特区の特例措置を活用し、研究成果の事業化や地域産業への技術移転、関連産業の集積等を目指し取り組みを進めていく。

(1) 構造改革特区の規制の特例により実施する取組

①特区の名称

超精密技術集積特区

②特例措置の内容

- ・外国人研究者受入れ促進事業（５０１～５０３）
- ・特定事業に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（５０４）
- ・距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（７０６）

（２）関連する事業の内容

①超精密加工テクノロジープロジェクトの概要

〔目的〕

電気機械や一般機械等「ものづくり産業」において、海外等との技術競争力を強化するとともに、本県の成長分野を支える技術基盤を形成するため、加工精度をナノレベルにまで高める超精密加工技術の確立を図る。

〔実施体制・期間〕

- ・県工業技術センターが中核となり、山形大学等と県内企業 62 社が参加する「金型・精密加工技術研究会」を母体とした産学官共同研究
- ・実施期間は平成 15 年～18 年度の 4 年間

〔研究内容〕

- ・高精細加工技術の開発
- ・新素材、脆性材料等の超精密加工技術の開発
- ・非触媒、加工机上計測

〔事業費総額〕

6 億 4 千万円 （県単独予算、一部国庫補助）

②有機エレクトロニクスバレープロジェクトの概要

〔目的〕

有機ＥＬを核とした有機エレクトロニクスに係る研究拠点、有機エレクトロニクス研究所を整備し、地域企業への技術移転等により関連産業の集積を図る。

〔実施体制・期間〕

- ・有機エレクトロニクス研究所における、県内外の企業との産学官共同研究
- ・研究所における研究期間は平成 15～21 年度の 7 年間

〔研究内容〕

- ・製造技術開発
- ・商品開発
- ・有機デバイス開発

〔研究費総額〕

43 億円 （県単独予算、県が造成した基金）

８．その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別 紙

1. 支援措置の番号及び名称

日本政策投資銀行の低利融資（１０７０１）

2. 当該支援措置を受けようとする者

地域振興整備公団が整備分譲する「米沢オフィスアルカディア」（改正前地方拠点法に基づく産業業務施設用地、総面積 33.3ha、分譲可能面積 25.9ha、47 区画）及び「米沢八幡原中核工業団地」（改正前公団法に基づく中核工業団地、総面積 384ha、分譲可能面積 18ha、14 区画）に、新たに工場等の設備を取得する事業者（見込み）

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「米沢オフィス・アルカディア」及び「米沢八幡原中核工業団地」へ新たに工場、物流関連施設等の設備を取得する事業者に対し、日本政策投資銀行からの金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合に、同行の融資が行なわれることで、構造改革特区制度の保税蔵置場設置にかかる特例措置や他の支援措置（「産業用地への誘導業種の拡充」）等と併せ、事業者等にとって、魅力ある資金と用地の提供が可能になり、本県の「有機エレクトロニクスバレー構想」で実現をめざす、研究開発型企業をはじめとする関連企業・施設の誘導、集積の促進が期待される。

（参考）合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業

1. 基礎・応用研究に必要な研究施設整備事業

融資対象項目：（大項目）構造改革経済活力創造（中項目）知的基盤整備
（小項目）新技術開発（細項目）新技術開発

2. 新技術の企業化開発事業

融資対象項目：同上

3. 新技術の企業化事業

融資対象項目：同上

4. 新産業創出・活性化

融資対象項目：（大項目）構造改革経済活力創造（中項目）知的基盤整備
（小項目）新産業創出・活性化（細項目）新産業創出・活性化

5. 知的財産有効活用支援事業

融資対象項目：同上

6. 地域産業集積活性化

融資対象項目：（大項目）地域再生支援（中項目）地域経済振興
（小項目）地域活力創造（細項目）地域産業集積活性化等

7. 地域産業立地促進事業

融資対象項目：同上

8. 自立型地域創造支援

融資対象項目：（大項目）地域再生支援（中項目）地域経済振興
（小項目）地域連携・地域自立支援（細項目）地域自立支援

別 紙

1. 支援措置の番号及び名称

産業用地への誘導業種の拡充（211004）

2. 当該支援措置を受けようとする者

地域振興整備公団（平成16年7月1日 独立行政法人中小企業基盤整備機構に移行）

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

- ・平成16年度中に改正される法律に沿って当該支援措置を活用し、同公団が整備分譲する「米沢オフィス・アルカディア」（改正前地方拠点法に基づく産業業務施設用地、総面積33.3ha、分譲可能面積25.9ha、47区画）及び「米沢八幡原中核工業団地」（改正前公団法に基づく中核工業団地、総面積384ha、分譲可能面積18ha、14区画）への産業集積の促進を進めていく。
- ・「米沢オフィス・アルカディア」については、いわゆる産業業務施設（事務所、営業所その他の業務施設）以外の生産施設の誘導が可能になることから、有機エレクトロニクスバレー構想でその実現を目指している研究開発型企業の誘導、集積の促進が期待される。
- ・「米沢八幡原中核工業団地」については、工場以外の施設の誘導が可能になることから、県内で有数の工業集積地であるという地の利を活かし、物流関連企業の誘導、集積の促進が期待される。特に、認定特区計画に掲げた「保税蔵置場の設置促進事業」（706）の活用併せ、改正関税法に基づく非居住者による国際VMI（Vendor Managed Inventory 部品供給メーカーによる在庫管理）の導入により、部材の海外調達に係る在庫負担の圧縮、輸入に係るリードタイムの短縮等で相当の効果を上げている実例（別紙参照）があり、国際物流に対する地域の関心も高まりつつあることから、保税蔵置場等の国際物流関連施設の誘導、集積の促進が期待される。